

開催日：平成 20 年 12 月 8 日

会議名：平成 20 年第 4 回定例会（第 2 号 12 月 8 日）

○（八木 浩議長）

次に、大伴雅章議員。

（大伴雅章議員登壇）

○（大伴雅章議員） おはようございます。

それでは、通告に従いまして、大きく 4 項目について質問させていただきますので、理事者の皆さん方の前向きな御答弁をよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、1 項目め、市民との協働・コミュニティについてであるわけですが、まず、この項目の質問に当たりまして、私からの具体的な質問の幾つかの答えが、先ほど行われました坪内議員さんの質問の答弁として、非常に前向きにありました。しかしながら、私は以前から提示し、一般質問や委員会で申し上げている会派のマニフェストの延長線上で質問を行いますので、若干の重複をお許しを願いたいというふうに思います。

今年度当初に、新しい組織として市民参画協働政策監を設けられた、すぐ後の 6 月議会で、このことについて、非常に基本的な質問をさせていただいたところ、市長からは非常に前向きな御答弁をいただいたところであります。

御答弁の中で、まず市長の現状認識として、自治会や NPO 法人の活動が他都市に比べて非常に活発で、市の貴重な財産であるとの認識を披露していただきました。まさしく、私もこの市長の考えに一致するところでありますが、一歩進んで、自治会を代表とする、いわゆる地域型活動と、NPO を代表とする、いわゆるテーマ型活動の現状把握を、他都市と比べ、どう活発なのか、詳しく調査する必要があると感じますが、いかがでしょうか。

12 月 1 日の広報に特集として、その報告の一部が掲載されていますが、テーマ型は割と詳しく説明されていますが、地域型は余り掲載されていませんでした。既に調査分析が済んでおるなら教えていただきたいと思います。

さらに、御答弁で、「市民と行政がそれぞれの責任と役割分担に基づき、お互いの特性や立場を理解し、尊重し合って、補完・協力をしながら連携し、活動することが協働、すなわち、パートナーシップであると考えており、さらに、市民サービスを担うのは行政だけでなく、公共とは何か、行政の役割とは何かを明らかにしたい」と、市長の基本的な考え方をお示しいただいたところであり、そのとおりの説明が 12 月 1 日の広報にも掲載されておりました。つまり、1 つ 1 つの事業を行政が担うもの、そうでないもの、あるいは、協働で行うものを明らかにしていきたいと述べられていると理解いたしました。

私は、実はこのことは、コミュニティ版事業仕分けではなかろうかと思えます。現在の庁内全部署で実施されているコミュニティ施策の事業を、「行政の領域」「協働の領域」「市民自治の領域」の 3 つに仕分けする作業だと思えます。私は、この作業が、市長が御答弁

された公共とは何か、行政の役割とは何かを明らかにしていく一番の手だてであると思います。

この作業が必要なのは、行政が、本来、市民自治の領域であった活動を、行政の領域に取り込んだり、逆に、本来は市民自治の領域の活動であったものを、市民が行政に押しつけたり、あるいは、社会情勢等の変化による行政ニーズの拡大に対応するために、行政の領域を広げざるを得なかったという諸事情もあったと考えられます。その結果、行政の肥大化が起こり、その反対に市民の自治力は衰えたものであると考えられます。

今、まさに、市民参画協働を叫ぶときに、市民の自治力を回復し、その力を強くするために、過剰に抱え過ぎた行政の領域を協働の領域、市民の領域に戻すことが先決ではないでしょうか。つまり、事業仕分けを通して、それぞれの事業の性格づけを明らかにすることによって、市長の御答弁にあった行政の役割、そして、市民の役割、さらに協働して取り組むべきことが明らかになり、公共とは何かという論議にも一定の答えが出てくるものと思いますが、いかがでしょうか。

次に、協働で取り組むべき領域に対して、行政の役割としての条件整備が明らかになるわけですが、まず、第1番目に資金援助だと思いますが、補助金等の見直しによる整理、統合を行い、市民参画のもとでの公平な審査により、資金の分配を行い、例えば、市民税の1%を毎年その枠に充てるとかの財源計画の政策決定が必要と感じますが、いかがですか。

また、資金援助とともに、情報提供や人材派遣も行政の領域の範疇と考えられますが、いかがでしょうか。

次に、今まで述べさせていただいたことは基本的な作業ですので、少し時間がかかります。

そこで、今すぐにも取りかかっていたいただきたいのが、地域を主体とした具体的活動へのアプローチですが、これも一定の地域を圏域として、その地域で特性を生かした活動支援が望ましく、具体的には、以前から私たち会派が提案させていただいておる、本市を10の圏域、つまり、小学校区単位でとらえ、ハードとしての小学校そのもの、あるいは、その圏域の中の地区公民館などを活動拠点とした地域福祉型活動が望まれ、例えば、独居高齢者に対する配食サービスとか、サロン活動、子育てサークル活動などが考えられ、既に既存の活動を見直すことでも可能だと判断されます。

これらの活動を支援する中で、地域の課題を住民自らが見つけ出し、課題解決に向けて動き出せば、市民参画協働はスムーズな展開を見せていくと考えられます。そのための整備目標として、人、物、金が必要ですが、現在、多くの校区で実践されている総合型スポーツクラブの発展で、地域福祉的側面を持たすこと、すなわち、その機能を膨らますだけで、人、物、金は可能であるし、教育委員会と福祉事務所の歩み寄り調整が不可欠ですが、不可能ではないと思いますが、いかがですか。

このことに関しましては、先ほど市長が、コーディネーターの配置、長岡京方式、非常

に前向きに御答弁をいただいたわけですが、ということで、大いに評価するところでございますが、このコーディネーターのしっかりとした意識づけが必要だと感じております。あるいは、地域により、校区単位でのさまざまな社会的活動実践を基盤にしていくことも可能で、例えば、社会教育関係団体や福祉団体が連携して、校区の祭りを主催しているところはこれに当たると思います。例えば、この校区での祭りの延長で、今、世界的に広がりつつある隣人祭りを校区や自治会単位で広く実施する団体に対して、奨励の意味で、一定期間助成を行い、孤独を解消する試みなど、幾つもの方法はあると思いますが、いかがでしょうか。

ちなみに、この隣人祭りというのは、同じ地域の住民が、食べ物や飲み物を持ち寄って語り合うパーティのことで、初めはパリで起きた高齢者の孤独死をきっかけに、フランスから世界に広まり、今や、世界じゅうに広がって、近所のきずなを深めることを目的としたもので、親しいからこそ、いざというとき、無理を頼めるという、コミュニティの大原則を実践する手法として注目されているもので、名前こそ異なりますが、自治会単位で行っておられる花見や新年会はこのたぐいだと思います。

いずれにせよ、先ほどの御答弁にもあったように、小学校区という1つの圏域をしっかりと定めて、それにかかわる行政的領域での条件整備を早急に実施する必要性を感じますが、いかがお考えでしょうか。

ふれあい都市実践協議会の補助が、ある程度、この趣旨に近いものに一昨年から改正されたと理解していますが、他の補助制度との統合・調整を図ると、この趣旨に近くなるように思えますが、いかがでしょうか。

2番目の質問に移ります。

道にベンチを、地下に電線をと題して、質問いたします。

つい先日、狭い歩道を歩いているとき、携帯電話がかかってきました。危うく電柱にぶつかりそうになりました。犬も歩けばではないんですが、私は犬ではないので、はたと考えました。

そこで、いろんなことを調べてみました。まず、電柱をなくすのは、既にJR駅前線で行われている電柱の地下化が最もポピュラーな手法ですので、このことについて調査しましたら、電柱には、私がぶつかりそうになったほかにもデメリットがあり、その代表的なものを羅列いたしますと、①として、町並みや景勝地の景観を悪化させる。②として、狭い歩道では電柱が歩行者や車いす、ベビーカー等の妨げになる。③として、地震時等災害時に倒壊や電線の垂れ下がりにより、通行している人や車両の妨げになる。さらに、④として、火災が発生した場合には、消防やはしご車などには大きな妨げになる等々ですが、大きな災害でなくても、身近なことでは、私のように電柱にぶつかりそう、あるいは、ぶつかったり、記念写真に電線が写っていて、絵にならなかつたりという経験をお持ちの方もおられると思います。

4月に策定された本市の景観計画を見ていると、2カ所のみ記述があるんですが、その

1カ所は、良好な景観を形成するための届け出対象行為のところの工作物（電柱を除く）という記述があり、これはそのまま読むと、電柱を設置するのは、景観条例に対しての届け出は要しないと読めます。

さらに、もう1カ所は、屋外広告物の制限による景観形成の考え方の箇所のイラストで、他の広告物にまじり、電柱があったまちの姿と、なくなった後のすっきりしたまちの姿をイラストで訴えているものです。ビフォー・アフターです。

ここから読み取れるものは、できたら地下埋設したいのだが、今の段階では、予算上等々さまざまな理由で、すべての電柱というわけにはすぐいかないが……という気持ちは酌み取ったつもりです。

そこで、本市の電柱地下埋設の現状、基本的な考え方、計画の有無、その進捗状況をお聞かせください。

次に、同じ道路上の問題ですが、最近、バンビオ周辺を歩きますと、多くのベンチが設置され、多くの方がベンチにたたずむ姿がかいま見られます。また、昨年、私の住む八条が丘周辺でも、御高齢の方から、西友で買い物をし、消防前の坂を上ったあたりでしんどくなり、ベンチがあれば非常に助かるとの話を受け、自治会で市に要望されたところ、ちょうど消防署の前に緑の協会と書かれたベンチが間もなく設置され、多くの高齢者の方が喜ばれております。

この現状を見るときに、年をとるといような障害が出てきて、歩くのにもかなりの勇気が必要になり、外出がおっくうになるとの高齢者の方の声がよく理解できます。

さらに、高齢者だけでなく、散歩をする市民の方が利用されている姿も見られ、そこにベンチがあることの大切さをひしひしと感じます。

そこで、私はベンチ設置可能な道路には、何とか多くベンチを設置していただきたいのですが、本市の現状でベンチが設置可能な道路、または道路に類する公共的な空間はどれくらいあるのか、教えてください。

また、設置するのに、いような障害があると思いますが、これも教えてください。多分予算上の制約があると思いますので、市が設置するのではなく、公共的な団体が寄附をして、設置可能なところ、すなわち、道路占有許可のおりるところに設置できる制度の創設等はできないものでしょうか。この方法ですと、市は情報提供と占有許可をおろし、設置時並びに設置後の主に安全確保の管理だけで済み、市民側は、設置費用を寄附という形で、設置していただきたいところに置けるというメリットがあり、形としては、まさしく、市民との協働になると思いますが、いかがでしょうか。

3番目、障害福祉施策について、お聞きします。

このことにつきまして、まず初めに、評価から述べたいと思います。

それは昨年度から立ち上がった乙訓障害者自立支援協議会についてであります。その活動、本当に大いに評価いたしております。といいますのは、府内どこへ行っても、障害福祉関係者各位から、我々のこの組織が、他の地域の同じ協議会に比べて、すばらしい活動

をされているとの評価を聞きますし、また、私自身、かいま見させていただく中で、非常に限られた制約の中で努力されているのが理解できますので、この場で改めて申し上げる次第です。

これは、今まで、当事者の方、保護者の方をはじめ、関係施設等職員並びに行政関係者、理事者等の方々の何十年にわたる努力のたまものであると、わずかながら関係をさせていただいた1人として誇りに思うものでございます。その中でも、特に立ち上げからのGMの方の力量と頑張りによるところが大であると、個人的に評価をさせていただいているところでございます。

そこで、そのことを前提に、2点質問いたします。

まず、今の政府の強行採決という手段で可決された障害者自立支援法のもとで、日本全国、当然どこもそうなんです、障害者に対するサービスの絶対量が不足しておりまして、中でも、この乙訓圏域で顕著なのが、市町村事業である地域生活支援事業に位置づけられている移動支援のヘルパーの絶対量の不足の問題であります。確かに、先ほど評価いたしました自立支援協議会では、ヘルパー2級の養成を実施される計画で進んでいますが、この方々は、主に介護給付分野でのホームヘルパー活動や、行動援護でのガイドヘルパー等の移動介護が期待されており、しかも、養成に座学と実習で123時間という、約半年間の養成期間がかかるものであります。

一方、個別的障害を持つ地域生活支援事業のヘルパーは約20時間ほど、つまり、比較的短期で養成できるものであります。前に一度、委員会でも発言いたしましたが、市町村の責任事業である地域生活支援事業のヘルパー養成を図られるおつもりはございませんでしょうか。

2点目の質問であります、以前からこの乙訓圏域では、養護学校の在校生に対して長期休暇期間を中心に、保護者の方が中心になって、土曜日等の余暇活動を保障する取り組み、つまり、学童保育的なものとしてワッシュイクラブなるものを立ち上げ、活動を長年されてきました。

しかし、最近はその指導員の主役となるべき学生の方が激変し、指導員の半数ほどが保護者が肩がわりをしなければならず、したがって、仕事を休んで参加しなければという、その負担に耐え切れず、ワッシュイクラブに参加したくても、参加できない当事者や保護者の方が多く出てきました。

そんな中、2年ほど前、国が養護学校生徒の放課後を保障する事業として示したタイムケア事業を、我が市の責任者の方が公的な場で、何とか推し進めたい旨、発言され、多くの当事者、保護者の方が期待されたのですが、舞鶴市や宇治市で実施されておりますが、乙訓圏域では、それ以来、うまくいったのか、やめたのか、何の報告もございません。どうしてなのかをお聞きいたします。

最後の質問でございます。校庭の芝生化についてでございます。

これまで、平成13年12月議会での一般質問を皮切りに、私は計3回、そして、田村

議員さんが1回質問なさっている項目でございます。今回もほぼ同じ趣旨の質問でございますが、ただ、1つ変わってきたのは、全国的に7年前とは異なり、多くの学校、保育所等、芝生化が可能な箇所は積極的にその実践が行われており、失敗例はほとんど聞きません。しかも、私の答弁の3回とも、教育長さんが、今すぐにできない理由であった予算の面でも、ニュージーランドのニール・スミスさんが始めた鳥取方式では、1平米100円で可能で、この額は、今や、地域の寄附でも賄える金額で、もう1点、隘路とされていたメンテナンスも非常に容易だということが、去る12月2日の夜のニュース番組である報道ステーションでも特集で報告されており、もはや、市は、市立の学校及び保育所、さらには、芝生化が可能な公園等に芝生という緑を植えるんだという決定だけで、今や、市民協働活動の見本みたいな例として実践できるものと考えておりますが、いかがでしょうか。市立の学校だけでなく、保育所、公園もという思いで質問いたしておりますので、ぜひ、市長さんにお聞きをいたします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。よろしく御答弁のほどお願い申し上げます。

○（八木 浩議長） ただいま大伴雅章議員の一般質問の途中ですが、午後1時まで休憩します。

午前 11時46分 休憩

---

午後 1時01分 再開

○（八木 浩議長） 休憩を閉じ続会します。

大伴雅章議員の質問に対する答弁を求めます。

小田市長。

（小田 豊市長登壇）

○（小田 豊市長） 大伴議員の御質問にお答えをいたします。

まず、市民との協働・コミュニティについての地域型への条件整備につきまして、お答えをいたします。

地域の市民団体の力を生かし、小学校区単位で連携していただく中で、地域が抱える課題解決につながる活動へと発展させられないか、意見交換を行い、検討を重ねてまいりました。

午前中の御質疑の中でもお答えさせていただきましたように、本市としましては、総合型地域スポーツクラブのクラブハウスを活用し拠点とする中で、そこに地域の多様な活動主体が集い、連携して地域課題を解決するための取り組みを展開していければという思いを持っているところでございます。

また、地域の中で地域課題を共有し、協働することは、住民自治の意識を高め、住民自

らが地域の実情に合った課題解決のための補助金のあり方を模索することにもなると期待するものでございます。

補助金の整理・統合につきましては、補助金チェックシートを活用いたしまして、必要なものにつきましては、可能なところから進めていきたいと考えております。

次に、校庭の芝生化についての御質問にお答えをいたします。

校庭の芝生化につきましては、植栽時の土壌改良や排水等の附帯工事の実施、さらに養生中のグラウンド使用制限、さらに、散水、刈り込み、除草等多くの人の手と経費を必要とする諸課題がございます。

しかし、御案内の鳥取方式の芝はり方法は、長岡第七小学校や乙訓高校におきまして事業実施されました手法で、鳥取大学の先生が考案されたものでございます。

この手法は、まずポットで多くの芝生苗を育て、それを校庭に直接植え込むといったもので、土壌改良や排水等の附帯工事や芝はり作業を簡略化することができますし、芝生化に要する費用を大幅に削減できる方法であります。

今回、長岡第七小学校において、地域の皆様方の全面的な支援行動によりまして、コスト面の課題を大きく前進させられたと考えております。

しかし、このような鳥取方式といえども、苗を育てる手間や植栽、さらに散水、刈り込み、除草、肥料散布等で多くの人手を要するわけでございまして、学校におきましては、これらの作業を学校職員や児童生徒だけの手で行うには難しい点が多くあります。

したがって、保育所、公園、学校等におきまして、地域の皆様方の全面的な御支援が得られるならば、市といたしましても、芝生化に伴う利点として、緑による大気、土壌への環境浄化や、何よりも、芝生の持つソフトな感触は、安全に配慮された子どもたちをはじめ市民の皆様が集う場となり、さらに、地域の人たちにとりまして、芝生を育てる、あるいは活用することを通して、地域のコミュニティが醸成される場としての効果も期待でき、芝生化について、何ら異存はなく、今後、学校や保育所及び公園等各施設におきまして、事業実施に向けまして、地域の皆さんが協働して取り組んでいただける環境が整うならば、支援をしていく考え方でありませう。

以上、私からの答弁といたします。

なお、その他の御質問につきましては、企画部長、健康福祉部長、建設部長からお答えをいたしますので、よろしく願いをいたします。

○（八木 浩議長） 丹羽企画部長。

（丹羽正次企画部長登壇）

○（丹羽正次企画部長） 大伴議員の御質問の1番目、市民との協働・コミュニティについて、お答えをいたします。

まず、第1点目の、市民活動がどう活発なのか、団体の現状把握ができてきているのかとい

うお尋ねでございます。

これまでも、市民団体がかかわる事業などを拝見するにつけ、本市の市民活動は非常に活発であるとの認識をいたしているところでございます。

午前中の質疑の中でもございましたが、若手職員による市の政策に関する調査・研究組織であります行財政改革推進委員会、通称であります、行革ワーキンググループにおきましては、今年度、「市民との協働」をテーマに活動を行っており、そのうちの1つの部会で市民団体の実態調査を実施したところでございます。

できるだけ幅広く団体を網羅するために、さまざまなツールで発信されている情報や、市の持っている情報を集め、調査対象といたしましたが、その過程でも、同規模の他都市に比べて活動団体数も多く、また、他のモデルとなるような活動をされている団体も数多く存在することがわかりました。

第1弾のアンケート調査の回収は終了し、協力いただける団体につきましては、今後、さらに詳細なアンケートを追跡してお願いする予定をいたしております。調査の結果の分析は、まだこれからでございますが、収集した情報を有効に活用していきたいと考えております。

次に、第2点目の、コミュニティ版事業仕分けについて、お答えをいたします。

6月議会におきまして、市長の方から、新しい公共空間の形成、つまり、これからの公共領域を担っていくのは、行政だけではなく、市民活動団体やNPOなどであり、そういった新しい市民サービスの担い手については、行政としてどのように協働していくのか、その方針を明らかにしていきたいという答弁がございました。

全庁的に取り組んでおります事務事業の点検を通じまして、参画と協働の理念をすべての職員に徹底していくということでもあります。その具体的な手法につきましては、行革ワーキンググループのもう1つの部会の方で、現在、調査・検討中であります。

事務事業を協働の視点で見直すというその方向性に期待するとともに、御提言をいただきましたコミュニティ施策の事業を「行政」「協働」「市民自治」の3つの領域に分けるといった仕分けの手法につきましても、そういった調査内容ともあわせまして、検討課題とさせていただきますたく思っております。

次に、3点目の、資金援助のあり方、情報提供、人材派遣についての御質問でございます。

補助金等の整理・統合により、市民税の1%を公平な審査により分配するといった御提案がございました。既にこういった方式を実施されている自治体もあると聞き及んでいるところであります。本市におきましては、これまで、補助金のチェックシートにより補助金の適正な交付に努めてまいりましたけれども、議員御提案の方式につきましても、1つの手法であり、今後、調査・研究をしてまいりたいと思っております。

情報提供や人材支援についての考え方につきましては、先ほど答弁で申し上げたところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○（八木 浩議長） 岩崎健康福祉部長。

（岩崎義典健康福祉部長登壇）

○（岩崎義典健康福祉部長） 大伴議員の3番目の御質問、障害者施策についての1点目の、地域支援事業に位置づけされた移動支援、及び2点目の、タイムケア事業の行方について、お答えいたします。

まず、1点目の、地域支援事業に位置づけされた移動支援について、市として、市町村の責任事業である地域生活支援事業のヘルパー養成を図る考えはないかという御質問であります。

申すまでもなく、障害者の社会参加を促進するためには、ガイドヘルパーによる移動支援が必要であります。しかし、近年、この移動支援に必要なガイドヘルパーの数が不足する中で、障害者の方の需要に対応できないという事態が生まれている状況であります。

そうした京都府内の実態にかんがみ、京都府では、障害者自立支援対策臨時交付金において、ガイドヘルパー養成事業にかかわる経費が措置されたことを受け、平成20年度に視覚障害者ガイドヘルパー養成研修が、北部、南部の2つの会場において、それぞれ11月に4日間の日程で実施されたところであります。南部会場につきましては、京都テルサを会場とし、11月12日から17日の間で実施されたところでございます。

本市といたしましては、少しでもガイドヘルパーの登録者数を増やすために、当該養成研修への参加を、市内の事業所をはじめ一般市民の方にも、市ホームページを通じて受講の案内を行ったところであります。そうした中で、南部会場での養成研修に事業所推薦として3名の方の申し込みがあり、受講いただいているところであります。

また、不足するホームヘルパーの養成について、乙訓圏域自立支援協議会サービス利用調整部会の作業部会において、検討、協議が行われ、21年度に管内法人、自立支援協議会及び二市一町が一致協力する中で、障害のある方への理解を深める研修内容を重視した2級課程の介護員養成研修を乙訓管内において実施する計画をいたしているところであります。

今後とも、京都府の養成研修の実施要請及び二市一町との協調、連携も図りながら、地域生活支援事業におけるヘルパーの養成と充足に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の、2年ほど前に行政により養護学校生徒放課後保障としてのタイムケア事業を何とか推し進めたい旨の発言がされた中で、その後、何の報告もされてないが、タイムケア事業はどのようなになっているのかという御質問でございます。

御存じのように、タイムケア事業は、国が平成17年度に障害児タイムケア事業として、障害のある中高生などの放課後活動の場を確保し、親の就労支援、家族の一次的な休息を

図ることを目的にスタートした事業でございます。

本市におきましても、事業の必要性や意義を踏まえて、乙訓二市一町の障害担当者会議等において検討・協議を重ね、事業の実施に向け、鋭意、管内の法人と事業の委託について協議を進めてまいりましたが、最終的に採算面から合意が得られず、事業の委託には至らない結果となったところであります。

そうした中で、障害児タイムケア事業につきましては、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月1日から、知的障害児・者短期入所事業の日中預かり及び身体・知的障害者デイサービス事業の一部を取り込む形で、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で事業を効率的・効果的に実施する「地域生活支援事業」のメニューの1つである日中一時支援事業に再編、引き継がれる中で、今日まで必要な事業を実施しているところでありますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○（八木 浩議長） 佐々谷建設部長。

（佐々谷明光建設部長登壇）

○（佐々谷明光建設部長） 大伴議員の御質問の2番目、道にベンチを、地下に電線をについての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目、電線地下埋設の基本的な考えについてのお尋ねでございますが、まず、本市の電線類の地中化の現状につきましては、JR長岡京駅西口地区再開発事業に伴い、駅前広場から犬川までの長岡京駅前線約450メートルにおいて地中化の整備を行ったところでございます。一方で、民間住宅開発におきまして、市内の1カ所で進められているのが現在の状況でございます。

次に、地中化に関する基本的な考え方につきましては、議員御指摘の景観計画に掲げております電柱の除外の件と屋外広告のイラストにつきましては、あくまで、将来の目標像であります。長岡京駅西口再開発事業でも取り組みましたように、駅周辺ではバリアフリー重点地区として、人にやさしい道づくりをという視点や、拠点づくりとしての防災機能の強化、そして、都市景観の向上として、美しい町並みが形成されるという点など多くのメリットが得られる施策であります。そして、長岡京駅前線は市のシンボルロードとしての位置づけから、地中化は必要不可欠な施策として認識をしているところでございます。これらのメリットを生かすため、市内の他の幹線道路を中心とした地中化事業は、採択基準や新たな財政負担など厳しい面はありますが、整備に向けての検討を行っていく必要はあると考えております。

次に、2点目の、電線地下計画への位置づけと進捗状況についてでございますが、国におきましても重点施策として位置づけがされており、電線共同溝整備事業として、昭和61年度から5カ年ごとの計画により、平成16年度から20年度までを第5期の無電柱化

推進計画として全国的にその整備が図られているところであります。また、平成21年度から次期の無電柱化に関する5カ年計画の策定に向け、準備が始まったところと聞き及んでおります。本市におきましても、長岡京駅前線整備事業・延長123メートルの西伸区間につきましては、事業の継続区間でもありますので、次期5カ年計画の中での採択を得て、整備の推進を図っていきたいと考えております。

また、長岡天神駅周辺整備におきましても、計画段階から優先して取り組むべき地域としての位置づけを考えております。国が策定する次期5カ年計画では、地中化以外の手法として、沿道の建物の軒下を利用した軒下配線方式や、裏通りに電線類を配置し、主要な通りの無電柱化を行う裏配線方式なども積極的に取り組むものとされている状況から、本市におきましても、これらの手法を視野に入れ、電線類の地中化の検討を行い、良好な都市空間の形成に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、3点目の、ベンチの設置可能な道や箇所についてはありますが、道路上に工作物や施設を設け、継続して道路を使用する場合は、管理を行っている道路管理者にあらかじめ許可を受ける必要があります。許可については、道路の目的である人や自動車が安全で円滑な交通が確保できることを前提に、公共性や公益性を優先させ、周辺の土地利用、道路の構造や保全などを検討した上で、道路に設ける施設が妥当かどうかを判定して、認めることができるものであります。

ベンチの設置が可能となる場所につきましては、バス停留所、タクシー乗り場、高齢者等の交通弱者の方が多数利用される施設の周辺で、歩行者や車いす、ベビーカーなどの利用される形態や地域の実情に応じて、公益上、歩道等に設置することが妥当と考えられる場合に限定されるものであります。

可能な場所としましては、ベンチを設置した後の歩道の幅員が原則として2メートル以上確保が必要であることから、市内では公共施設やその周辺地域の幹線道路が考えられます。また、ベンチは、原則として固定式とすることや、十分な安全性及び耐久性を備えた構造であること、材質や色彩は、周囲の環境と調和することが必要であると考えております。

次に、4点目、市民協働型ベンチの設置についてのお尋ねではありますが、ベンチを設置する場合、費用的な問題が生じることは、議員御指摘のとおりでございます。これまでも、市内の団体や緑の協会からベンチの提供を受け、JR長岡京駅前の路線バスやコミュニティバスの停留所などに設置して、利用者の方々に喜んでいただいているところであります。

現在では、道路法の改正により、道路の管理上、必要な場合、管理者自ら設けることも可能であり、路線バス事業者、タクシー事業者の団体、地方自治体、自治会、商店会など適格な管理能力を持っておられる場合、認めることができることとなっております。

今後、市内の幹線道路整備の進捗に合わせて、高齢者や障害者など歩行者の利便性と安

全性の確保を図りながら、検討してまいりたいと考えでおりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○（八木 浩議長） 大伴雅章議員、再質問ありませんか。

大伴雅章議員。

（大伴雅章議員登壇）

○（大伴雅章議員） 御丁寧な御答弁ありがとうございます。

何点かの要望と再質問をさせていただきます。

まず、コミュニティの件ですが、市長が先ほどの答弁でもありましたように、総合型の中でクラブハウスを拠点にしてやっていこうというふうに、一步踏み込んだ御答弁を、先ほど、坪内議員の質問の中でされました。非常に前向きな答弁というふうに評価いたします。

そこで、今の答弁には触れられませんでした。先ほどおっしゃったコーディネーターを配置し、いわゆる人ですね。人を配置しというあたりでの質問でございますが、どのような人のイメージなのか。さらに、もう第3質問ございませんので、私の考え方も言うことができますが、やはり、学生さんとか、家庭の主婦とか、一般的にですよ。という方々が、多分常勤ではなかろうかというふうに思いますんで、アルバイトあるいは非常勤、嘱託レベルだというふうに思います。そういうときに、ぱっと浮かぶのが、今、申し上げたような人なんです。この部分というのは、先ほど、私、質問で申し上げましたように、総合型スポーツクラブというふうな中でのコーディネーターが要る。1つは、もう少しプラスした地域福祉型といいますか、いわゆる助け合いというふうなところでの知識も要ります。かなり、やはり経験豊富な方、年齢的にもかなりいった方でも、あるいは、賃金というふうな部分でも、もう既にリタイアされた方も有能な方、たくさんおられますので、そういうふうな団塊の世代を中心に、そういうふうな人物が私は望ましいのではないかとというふうに思います。どのような人をイメージされているのか、ちょっとお答え願いたいというふうに思います。やはり人が大事なというふうに思います。

コーディネーターって簡単に言いますが、いわゆる調整とか、そういうふうな部分で訳されますけれど、この部分のコーディネーター機能というのは非常に多岐にわたりますし、重ねて言いますが、いろんな知識、経験がなければ、なかなか難しいのではないかと。人がポイントだというふうに思いますんで、その辺のお考えを、今の時点で結構ですんで、ちょっと御披露願いたいというのが、まず、再質問の1点目でございます。

次に、芝のお答えを市長からいただきました。非常に、今までのこのたぐいの質問に比べまして、非常に前向きな御答弁いただきまして、要は、地域の協力が得られれば異存はないと。今後、事業実施については、何ら問題ないと。地域の協力というのがポイントに

なると思うんですね。このあたりの仕掛けというのを、やっぱり行政は情報の提供、こういうことがあったらやれるよとか、まず情報を流すというふうなあたりだというふうに思いますし、何らかの若干の仕掛けも必要かなというふうに思いますんで、この辺、強く要望をしておきます。要望です、これは。非常に高く評価しております、今の御答弁。

次に、お答え願ったのが、もう1回戻りますが、コミュニティ、企画部長さんからお話を願った件でございますが、いわゆる事業仕分けというふうな表現を使いましたけれど、確かに、広報でも若手職員の方がワーキンググループで一生懸命やったな、これ、事業仕分けやってはるのやなというふうに想像しておりました。

私、6月の質問でも市長に申し上げたと思うんですが、内向きと外向きがあるという話で、内向きの話で言いますが、つまり、職員さん向きね。職員さんのやっぱり意識を変えていくんやというふうな決意を市長が述べられたと思うんですが、若手職員も、もちろん非常に大事なんですが、やはり管理職、課長さん、あるいは、場合によっては課長補佐、係長さんに、その辺の中堅の方々にも意識を持っていただくためにも、例えば、限りませんが、おまえとこの課で市民協働参画できる事業、どんだけあるのやというふうなこととか、一般的に、福祉とか、教育とか、総務とかは、もう自覚してはると思うんですよ。例えば、管理セクション、うちは関係ないわと思ってはる人も結構いはるん違うかなと。私もずっと課名見まして、事業名考えていったんですけど、ないとこのはないなと。何らかの格好であるなど。水道もありますし、節水の運動を市民と一緒にやろうとか、消防も防火運動と一緒にやろうとか、あるいは、課税課でもあろうし、そういうふうなことを出していただくことによって職員さんの意識が変わって、少し視点が変わるのではないかなというふうに思いますんで、そのあたりも仕掛けていただければありがたいなと。これは要望です。ぜひお願いをしたいなと。積極的にやっておられるのは物すごく評価します。広報読んでそれを感じました。

次、障害者福祉でございます。やむを得ない事情、よくわかります。特にタイムケア、採算面で折り合わない。国は、一応、算出基礎としては5人対1人ぐらいの賃金で組んでるんですよ。実態は、皆さん御存じのように、乙訓の場合は、ほぼ1対1ないしは2対1必要なんですね。これは、もう採算、国のお金やったら足らんですよ。一生懸命努力されて、施設に交渉する。今の世の中でございますんで、施設もなかなか採算合わへんのでできない。これはわかるんですけど、やはり、長岡京市がリーダーシップとっていただいて、二市一町に呼びかけて、今、確かに日中やっていたいでいるんですけど、ニーズとぴったりいってないというところが現実でございますんで、さらなる努力をしていただきたいと。これは要望でございます。

移動支援も、もう少し、事業所に推薦して、やっと3人行ってもうた。テルサまで行ってもうた。遠いですよね。あるいは、ライトハウスとか、北区のやりますよね。遠いですよね。往復地下鉄で1,000円ぐらいかかるんですよ。旅費を半分負担するとか、何とか企画部長に交渉していただいて、わずかやと思うんですよ。ちょっとした手だてで何か

増える、何か推し進めるといふうなあたりの知恵を絞って、前進をしていただきたいなという、これも要望にします。

ベンチの話でございます。

まず、電線の話なんですけれど、私が言いたかったんは、もう少し、かなり遠慮して計画動いてはるなというのが、正直、印象受けたんですよ。もっと堂々と次期計画には、国もやり始めたことですから、しっかりと僕は明記されるべきだといふうに思います。いろんな視点で、言いましたような景観も含めて、バリアフリーも含めて、堂々と書いていただいたらというのが趣旨でございますんで、財源措置もそれによってついてくるといふうなこともございますんで、自信持ってやっていただけたらといふうに思います。思いは十分伝わっております。

ベンチの話ですが、私、知らなかったんですけど、バス会社、タクシー会社が、あれ、置いているというのは知ってるんです、寄附やいうことでね。いろいろな広告載ってますよ。ところが、今、部長おっしゃいましたんは、自治会も寄附してええという話、自治会長の多くの方、知らはりませんわ。ですから、例えば、自治会長会へ行って、こんなできますよとか、そういう情報提供をやっていただけたら、もう少し広まるんやないかなといふうに思うんですよ。ベンチ1台ぐらいやったら、自治会で寄附できることもありますからね。そういう、私もちょっと勉強不足で申しわけなかったんですけど、今、初めて、自治会あたりでも寄附したらいける制度になっているといふうな御答弁でしたんで、これも、ぜひ、そういう情報提供をしていただきたいといふうに要望して、結果、1点だけの質問になりましたけど、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○（八木 浩議長） 小田市長。

（小田 豊市長登壇）

○（小田 豊市長） 大伴議員の再質問にお答えをいたします。

市民との協働・コミュニティということで、基本的には、私も市民の参画と協働でと、「住みつづけたい長岡京市」をと、こういうひとつスローガンのもとに、今日まで対応をさせてきていただいております。そういうところから、先ほどもお答えをさせていただきましたように、何とかひとつ地域の抱える課題を、それぞれ市民が連携をしながら対応をしていく、そういうことが一番、今、求められる状況ではないかと、そういう思いをいたしているところでございます。

しからは、そのために、具体的に、午前中にも御答弁をさせていただきましたとおり、できれば、総合型地域スポーツクラブの立ち上げをいただいているところから、順次、これも日が浅うございます。そういう立ち上げをいただいたところから、順次、コーディネーターという配置でございまして、そのひとつ対象、人材はと、こういう御質問であろうかといふうに思いますが、基本的には、地域とのかかわり、そういうことをひとつ視点

に置きながら、できますれば、地域と行政とのパイプ役といいますか、サポートをしていただく、支えると、そういったひとつ視点で考えていきたい。

具体的には、例えば、職員のOBですとか、あるいは、学校の先生ですとか、あるいは、地域の方々の中で、本当に実績と経験を持っていただいている、そういった方々を対象に、ひとつ活用をしていただければ、こんなひとつ思いをいたしているところございまして、そういった地域の、特に最近、福祉対策、防災含めてそういった課題が多うございます。そういったことを、ひとつ地域で抱える課題を取りまとめをいただく、それをパイプ役をしていただく、サポートをしていただく、そういう考え方で、できればひとつ配置をしていければなど、そんな思いを現在いたしているところでございます。

なお、こういった課題等々につきましては、いろいろと午前中も申し上げましたとおり、課題を抱えておりますが、そういったひとつ調整をしながら、何とか対応をしていければという思いをいたしておりますので、よろしく願いを申し上げまして、大伴議員の再質問のお答えとさせていただきます。

○（八木 浩議長） 大伴雅章議員の質問を終わります。